

安芸市防災士育成事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、補助金等の交付に関する規則（昭和30年規則第11号）の規定に基づき、防災士の資格を取得しようとする者に安芸市防災士育成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地域防災の担い手の育成を促進し、地域防災力の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「防災士」とは、「自助」「共助」「協働」を原則として、地域社会の様々な場で、減災および地域防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識・知識・技能を有する者として、特定非営利活動法人日本防災士機構の認証登録を受けた者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、本市に住所を有する者であって次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 防災士の資格を取得しようとする者
- (2) 防災士の資格取得後、防災リーダーとして市内の自主防災組織等で活動する意思のある者
- (3) 防災士の資格を取得した旨の情報を市長が市内の自主防災組織等に提供することに同意する者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、次の各号に掲げるもの（申請を行った年度に支払うものに限る）とする。

- (1) 防災士資格取得試験受験料 3,000円
- (2) 防災士認証登録料 5,000円

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は前条に規定する補助対象経費の合計額とし、8,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、前条各号につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、第4条各号に規定する経費を支払う前に安芸市防災士育成事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 第4条第1号及び第2号に掲げる経費が確認できる書類

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは、安芸市防災士育成事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 申請者は補助事業を変更し、または中止しようとするときは速やかに次の各号に定める手続きをしなければならない。

- (1) 第6条に規定する書類の内容または記載した事項に変更があるときは、安芸市防災士育成事業補助金変更交付申請書（様式第3号）により承認を受けること（市長が認める軽微な変更の場合を除く。）。
- (2) 補助事業を中止しようとするときは、安芸市防災士育成事業中止申請書（様式第4号）により承認を受けること。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、防災士の登録を完了したとき、又は防災士資格取得試験の不合格を知ったときは、速やかに安芸市防災士育成事業実績報告書（様式第5号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 防災士認証状の写し（防災士資格取得試験に合格した場合に限る）
- (2) 第4条第1号及び第2号に掲げる経費の支払いを証明する書類

(確定通知)

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、書類審査を行い適当と認めるときは、安芸市防災士育成事業補助金額確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 交付決定者は、前条の通知があったときは、速やかに安芸市防災士育成事業補助金交付請求書（様式第7号）に必要事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の請求があったときは、内容を審査し補助金を交付する。

(補助金の返還等)

第12条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けたと認める場合は、補助金の全部または一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補助金の交付を受けた者の責務)

第13条 補助金の交付を受けた者は、積極的に地域の防災活動および市が実施する防災に関する施策に協力しなければならない。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 2 月 5 日から施行する。

この要綱は、令和元年 10 月 8 日から施行し、改正後の安芸市防災士育成事業補助金交付要綱は、令和元年 6 月 1 日から適用する。